

高知県規則

都市計画区域内の建築物等に関する制限規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号)～の規定に基づく、建築物等の許可申請の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可申請の手續）

第2条 都市計画法第53条第1項～の規定により建築行為等について知事の許可を受けようとする者は、別記第1号様式～による許可申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次の各号に掲げるところにより、図書を添付しなければならない。

(1) 都市計画法第53条第1項の規定に基づく申請書建築物の新築、改築、増築又は移転の場合

(ア) 位置図(縮尺3000分の1以上のもの)

(イ) 配置図(方位、計画線、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と既設の建築物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記する縮尺200分の1以上のもの)

(ウ) 2面以上の建築物の断面図(縮尺200分の1以上のもの)

～～

3 知事は必要があると認めるときは、前項各号に掲げるもののほか必要な図書を添付させることがある。

（不許可の通知）

第3条 知事は、許可申請の内容が都市計画法第54条の許可基準に適合せず、又は都市計画事業～の施行に支障があると認めるときは、その理由を付して許可しない旨を第5条に規定する経由者を通じて申請者に通知するものとする。

（許可書の交付）

第4条 知事は、許可申請書に対する許可をしようとするときは、別記第5号様式～による許可書を次条に規定する経由者を通じて交付するものとする。

(書類の経由)

第5条 第2条の規定による許可申請書は、都市計画法第53条第1項の規定に基づくものにあつては高知県都市計画法施行条例(平成12年高知県条例第27号)第26条第1号の規定により市町村を～～経由し、その意見を付して知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、都市計画事業施行者～～が県である場合は、当該事業地を所管する土木事務所を経由しなければならない。

～～

(事務処理の特例)

第7条 高知県都市計画法施行条例第26条第3号の規則に基づく事務であつて別に規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1) 第3条の規定により知事が通知すべき不許可の通知(都市計画法第53条第1項の規定に基づく申請に係るものに限る。)

(2) 第4条の規定により知事が交付すべき許可書の交付(都市計画法第53条第1項の規定に基づく申請に係るものに限る。)

参考：高知県都市計画法施行条例（抜粋）

(事務処理の特例)

第26条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、当該事務に係る施行地区を管轄する市町村が処理することとする。

(1) ～～第53条第1項の規定により知事に提出すべき書類の受理

～～

(3) ～～法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

※～～・・・略部分(53条に関係のない箇所)